固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				
合計				

費用区分	算定方法
営業費	
運用費	
施設保全費	
共通費	
管理費	
試験研究費	
研究費償却	
減価償却費	
固定資産除却費	
通信設備使用料	
租税公課	

［注１～３　略］

４　「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第７条第１項及び第２項の規定により同項第２号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき第二種指定設備管理運営費を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した費用を記載すること。

５　「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第７条第１項及び第２項の規定により同項第２号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき算定された額を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第３項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

６　「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

固定資産除却費			
通信設備使用料			
租税公課			
合計			

［注１～３　同左］

［新設］

［新設］

［新設］